

## 第5章 計画の推進に向けて

---

# 1 計画の推進

## (1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

## (2) 市・社会福祉協議会による計画の推進

市の施策については、全庁的に取組を行う必要がある施策や、庁内各課が緊密な連携を図る必要がある施策などについて、進行管理を行いながら推進を図ります。地域福祉計画に掲げた基本目標の推進に資するかどうかの観点から、各保健福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取組について検討を行っていきます。

また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を市の施策を進める上での重要なパートナーと位置付け、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図っていくとともに、その地域福祉活動を支援し、協力して事業の実施を推進していきます。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命とする団体として、市と連携して本計画の推進役を担います。市民や各種団体、社会福祉を目的とする事業者との調整役として、本計画に対する理解と協力を求め、さらに本計画の活動に参画してもらいながら、本計画の推進を図ります。

### (3) 福祉や介護のサービス事業者による計画の推進

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

### (4) 市民による計画の推進

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

### (5) 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、市民や福祉関係団体の代表、学識経験者などにより構成する地域福祉計画策定委員会において、進捗状況を評価し、ご意見をいただきながら、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。

